

毎週火 金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百一十号

次のものは、買収令書の交付ができないので、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第十一条第二項の規定により買収令書の交付に代えて公示する。

昭和三十五年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地等の表示、対価及び所有者の氏名

目次

◇告示 買収令書の交付に代える公示

児童福祉施設措置費の保護準備
教育職員免許状の授与
肥料生産登録有効期間の更新
肥料生産登録の失効
肥料生産登録

◇人委規則の職員等の旅費の支給に関する規則の一部改正

表		示	
郡市区町村大字字地番	土地台帳現況	対価 (竹木の対価)	所有者住所氏名 (又は名称)
米子市東福原赤岩二二二	田	二、三六五円 一分二厘の一	米子市東福原二九六 藤原 時雄
	田	外畦畔三歩 一二五	
			担保権の内容 権利者の住所 氏名又は名称

鳥取県告示第二百二二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第十一条第二項の規定により次のとおり公示する。
昭和三十三年五月六日

一 土地等の表示

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥根県仁多郡横田町
大字横田六五九
白根マツ子

表

郡市区町村大字字地番	土地台帳現況		対価 (竹木の対価)	所有者住所 (又は名称)	担保権の内容 種類 権利者の住所 氏名又は名称	摘 要
	地目	面積				
米子市段津北跡落二二八ノ一田	田	二〇五歩	二、〇七九円	鳥取県境港市 栄町三番地 松本美美子		持分五分の一 一、七六二円
〃	〃	二二六	二、七三九			
〃	〃	四〇五	三、九九三			
二 買収の時期						昭和三十四年十一月一日
三 対価の支払の方法						農地法第十二条第三項の規定により供託

鳥取県告示第二百二三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十二條、第三十三條及び第二十七條第一項第三号の規定に基づき児童福祉収容施設に措置をとつた場合における入所後の保護につき、同法第五十條第六号の二、第七号並びに第五十一條第一項第一号により県及び市町村の支弁する措置費の保護単価を次のように定め、昭和三十五年四月一日から適用する。

昭和三十三年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(別紙)

児童一人当りの保護単価

- 一 事務費の保護単価 別表(イ)のとおり
- 二 身体不自由児施設及び助産施設の措置費の保護単価 身体不自由児施設及び助産施設の措置費の保護単価は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚労省告示第七十七号。以下「健康保険の療養費の算定方法」という。）に準じて

算定した額（ただし、入院時基本診療料又は入院料のうち寝具設備を行なつた場合の加算はしないものとする。）

三 事業費の保護単価

- (1) 医療費以外の事業費の場合別表(ロ)及び(ハ)のとおり
- (2) 医療費の場合

(A) 医療費の各月の支弁額は、その月におけるその措置児童につき、「健康保険の療養費の算定方法」に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において医療に関する給付が行なわれる額を控除した額とする。）を合算した額とする。この場合において、看護及び移送等に要する費用についても、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による給付の取扱いの場合に準じて支弁することができる。
ただし、その病院又は診療所において、給食を喫

施しているときは、その児童の入院期間中はその児童福祉施設又は里親に対してはその児童の生活諸費のうち飲食物費及び間食費は支弁しないものとする。

(B) 乳児預り所以外の乳児院又は虚弱児施設の入所措置児童についてその児童福祉施設の職員たる医師が行なつた医療行為に係る支弁額は、(A)の定めにかかわらず治療のため投薬した薬剤及びその治療に直接必要とする消耗品材料並びに手

術等のために要した費用については「健康保険の療養費の算定方法」に準じて算定した額に三十八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、診察料及び健康診断のための検査料等は、医療費として支弁しない。ただし、医師の診断処方に従い、特に高価な薬剤を使用したことにより右の方法により算定した額がその薬剤の価額に達しない場合においては、その薬剤の価格をもつて実費とする。

別表 一

事務費の児童一人当りの保護単価表 (月額)

(昭和35年4月1日から適用)

施設区分	施設名	地域区分	算出上の所要額	国の示す単価	設定単価	適用人員(定員)	備考
教護院	興徳学校	乙	4,108円	3,241円	3,241円	88	
精神薄弱児施設	皆成学園	乙	5,065	3,219	3,219	76	
盲児施設	積善学園	乙	4,367	3,910	3,910	30	
その他見施設	〃	乙	2,887	2,409	2,409	90	

3才未満の者の加算額

養護施設	鳥取青いんぼ園 因信園 光聖園	乙丙之乙	2,444 2,624 2,511 2,858 2,482	2,363 2,536 2,505 2,556 2,565	2,363 2,536 2,505 2,556 2,565	80 30 60 30 80	
乳児院	米子乳児院	乙	8,942	8,915	8,915	15	
母子寮 (県措置分)	米子寮 郡岩赤井寮 取吉寮	丙丙丙	3,246 2,612 2,463 5,592	3,680 3,680 3,680 3,680	3,246 2,612 2,463 3,680	20世帯 20 19 8	
〃 (市措置分)	鳥倉米子寮 取吉寮	乙乙乙	2,604 2,344 1,682 1,275	3,925 3,925 3,925 3,925	2,604 2,344 1,682 1,275	17世帯 11 15 19	

施設区分	施設名	地域区分	一人当り加算額	備考
養護施設	鳥取青いんぼ園 因信園 光聖園	乙丙之乙	1,126 1,052 1,126 1,052 1,126	

別表 事業費の児童一人当りの単価表

経費の種目 施設種別	生活諸費 (日)	生活諸費以外の事業費				児童手当 (月額)
		教育費 (月額)	学校給食費 (年額)	学費 (年額)	職業指導費 (月額)	
養護施設	90円72 内訳 {飲食物料費 66円27 {間食費 5.00 {日用品費 19.45	(一般分) 小学校 第1学年 149 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	その学校において徴収される実費	(円) 小学校 第6学年 440 中学校 第3学年 1,620	(円) 2,000円 ただし、火災等により、 たに要する市町村に 用察地外あり 村定額がその額を かめる円をきこはる 550円をその額とし その額を加算する た	児童手当 親里 250円
教護院	90円72 内訳 {飲食物料費 66円27 {間食費 5.00 {日用品費 19.45	中学校 第1学年 428 第2学年 345 第3学年 363	徴収される実費			
精神薄弱児施設	90円72 内訳 {飲食物料費 66円27 {間食費 5.00 {日用品費 19.45	小学校 第1学年 149 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	その学校において徴収される実費			
盲児施設	90円72 内訳 {飲食物料費 66円27 {間食費 5.00 {日用品費 19.45	小学校 第1学年 149 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	その学校において徴収される実費			
ろくろ児施設	90円72 内訳 {飲食物料費 66円27 {間食費 5.00 {日用品費 19.45	小学校 第1学年 149 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	その学校において徴収される実費			
親里	(一般分) 内 飲食物料費 66円27 間食費 5.00 日用品費 19.45 90円72 内訳 {飲食物料費 66円27 {間食費 5.00 {日用品費 19.45	児童手当 親里 250円				

00469

別表 採暖費の児童一人当りの単価表

施設種別	生活諸費 (日)	生活諸費以外の事業費				児童手当 (月額)
		教育費 (月額)	学校給食費 (年額)	学費 (年額)	職業指導費 (月額)	
虚弱児施設 (一般分) 104円17 内訳 {飲食物料費 79円72 {間食費 5.00 {日用品費 19.45 (加算分) 結核性虚弱児加算分 40円00	90円72 内訳 {飲食物料費 66円27 {間食費 5.00 {日用品費 19.45					
乳児院	106円91 内訳 {人工栄養費 75円23 {間食費 5.00 {日用品費 28.68 3円20					
母子寮	日常諸費 3円20 給食費 (給食室) {3才以上児 {3才未満児 33円66 内訳 {飲食物料費 22円09 {間食費 3.00 {日用品費 8.57					
精神薄弱児施設 通園施設 保護受託者						保護受託者 手当 250円

施設種別	採暖費の児童一人当りの単価表					備考
	5級地 (月額)	4級地 (月額)	3級地 (月額)	2級地 (月額)	1級地 (月額)	
養護院	510	390	240	180	90	
精神薄弱児施設	570	450	270	210	90	

母子寮 (保育室において保 育されている児童 精神薄弱児童園施設)	90	70	45	30	15
--	----	----	----	----	----

(注) 採暖費加算分の穀地は「地方団体に対して交付すべき地方交付金のうち普通交付金の額の算定に関する総
理府令(昭和34年総理府令第47号)の別表第二の1及び17による「寒冷地」の穀地区分による。

鳥取県告示第二百四号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十五年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗
 免許状の種類 番号 氏名 本籍地 授与年月日
 幼稚園助教諭免許状 昭三五幼助第一号 志賀 都 愛知県額田郡幸田町字六栗 昭和三十五年四月二十八日
五十一番地

鳥取県告示第二百五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は、次のとおりである。

昭和三十五年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント) 窒素全量 りん酸全量 加里全量	生産者の住所氏名
------	-------	---------------------------------	----------

鳥取県第二五〇号 岩坪水稻複合肥料 五・五 八・〇 一一・五 東伯郡大栄町字亀合一八三 栄農業協同組合 組合長理事 長谷川国蔵

〃 第二五六号 中山水稻複合一号 八・〇 一〇・〇 八・〇 西伯郡中山町字下押二九〇 下中山農業協同組合 組合長理事 前野 茂樹

鳥取県告示第二百六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定にもとづき、次の肥料の登録は、失効した。

昭和三十五年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント) 窒素全量 りん酸全量 加里全量	生産業者の住所氏名
------	-------	---------------------------------	-----------

鳥取県第二四七号 赤碓水稻複合肥料 七・二 八・〇 七・二 東伯郡赤碓町赤碓一、四六三 赤碓農業協同組合 組合長理事 前田 豊秋

〃 第二四八号 浅津水稻一号複合肥料 九・二 五・八 一一・五 〃、羽合町字下浅津一、九三一 浅津農業協同組合 組合長理事 本多不二雄

鳥取県告示第二百七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和三十五年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者住所氏名
〃 第二五一号	花見水稻一号複合肥料	九・二 七・五 一・二・〇	〃 東郷町長和田五四八の二 組合長理事 林 景正
〃 第二五五号	東郷水稻二号複合肥料	一〇・五 九・三 一五・五	〃 東郷町国信一三五の四 組合長理事 秋久 清二
鳥取県第三二〇号	七、五魚荒かす粉末	窒素全量 九・七・五 りん酸全量 七・〇	倉吉市大家 生田 嘉市
〃 第三二二号	赤碓水稻二号複合肥料	アンモニウム性窒素 一〇・八 りん酸 八・三 水溶性りん酸 四・七	東伯郡赤碓町赤碓一、四五六 赤碓農業協同組合 前田 豊秋 組合長理事
〃 第三二三号	浦安水稻一号複合肥料	アンモニウム性窒素 九・八 りん酸 八・〇 水溶性りん酸 三・七 水溶性加里 一・〇	〃 東伯町上伊勢一三〇 浦安農業協同組合 中島 武夫 組合長理事

人事委員会規則

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月六日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第五号を次のように改める。

五 旅行者が旅行中傷い、疾病により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、労働基準法（昭和二十

アンモニウム性窒素 九・八
りん酸 八・〇
水溶性りん酸 三・七
水溶性加里 一・〇

〃 東伯町上伊勢一三〇
浦安農業協同組合 中島 武夫
組合長理事

二年法律第四十九号）に規定する療養補償、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）に規定する療養の給付若しくはこれらに準ずる補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の二分の一に相当する額は支給しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。